



かたひがし

昭和46年2月25日
第111号
発行
新潟県西蒲原郡湯東村
印刷
北洋印刷株式会社

<村の人口>

総人口 6,626人
男 3,235人
女 3,391人
世帯数 1,203
46年2月1日現在

今年も申告の時期がやってきました

所得税・住民税・事業税 共同納税相談について

本年も又所得税住民税事業税の申告時期がやってきました。村では二月二十六日より三月十五日まで農業会館を会場として申告指導と納税相談を行なっています。

一 申告手続の簡略化
二 所得税の確定申告書を提出する人は住民税・事業税の申告書を提出する必要はありません。

三 総所得金額
農業の所得金額の計算は、昭和四十五年分農業所得標準に基づき算出し、その金額から一般標準外特別経費を差し引き、更に専従者控除をした残りが所得金額となります。

四 各種控除額
農業所得の場合には総収入金額から収入を得るために支出した経費を差し引き、更に専従者がいる場合は専従者控除をした残りが所得金額となります。

五 村民税の税率引下げによる減税
本村では昭和四十四年度まで標準税率の一、五倍の税率を採用していましたが、昨年度より税率の引下げを実施してきました。昭和四十六年度より所得割については、標準税率を採用し、村民税の減税を実施いたします。

六 申告書の受付と納税相談
所得税・住民税・事業税以上三税とも申告は二月十六日から三月十五日の期間にすればよいことになっておりますが、会場及び人員の都合もあり、次の日程により申告書の受付と納税相談を行ないます。

七 申告の際には次のものを持参ください。
一 印鑑

(イ) 昭和四十五年中に所得を有し昭和四十五年十二月三十一日現在湯東村に住所を有するもの。
(ロ) 給与所得者で、二ヶ所以上の所より所得を有するもの。

二 申告しなければならぬ人
一 所得税の確定申告書の提出を要する人は住民税・事業税の申告を必ず要とします。
二 所得税の確定申告書の提出を要しない人は住民税・事業税の申告を必ず要とします。

還付を受ける人は確定申告書を提出してください。

	所得税	住民税(改正見込)
医療費控除	最高限度額 1,000,000円	最高限度額 1,000,000円
社会保険料控除	全額	全額
小規模企業共済掛金控除	全額	全額
生命保険料控除	最高 37,500	最高 27,500
損害保険料控除	長期 10,000 短期 2,000	
障害者、老年者、寡婦 勤労学生控除	97,500 特別障害者137,500	9,000 特別障害者110,000
配偶者控除	177,500	130,000
扶養控除 配偶者なし1人目	1人につき115,000 125,000	1人につき100,000 110,000
基礎控除	177,500	140,000
専従者控除	青色限度額なし 白色 150,000	青色限度額なし 白色 150,000

事業税における事業主控除は、三十六万円になる見込であります。

納税相談日割表

◎申告受付場所湯東村農業会館
(午前8時30分～午後5時)

日時	2月26	3月1	2	3
所得者別	営、事業及びその他所得者			
区	井島横	水遠卯五	大番茨称	今国大南
域	随方戸	沢藤郎上	原屋島名	井見甲
	4	5	8	9
	10	11	12	13
	15	16		
	農 業 所 得 者			
	井島横	水遠卯五	大番茨称	今国大南
	随方戸	沢藤郎上	原屋島名	井見甲

◎ 所得税対象者でもこの日割表にもとづいて行います。期間中は混雑いたしますので日割には必ず申告願います。
・営業者で申告の受付場所が税務署となっている方は、指定された日に必ず税務署で申告してください。

二 生命保険の証書、年間の掛金が九千円以上のもは受領証
三 国民年金手帳又は収入印紙
四 臨時雇等の経費を認めよう場合は、それを裏付ける資料(受領証、又はその日時作業内容氏名が明らかに判る農業日記)

◎昭和四十五年度の保険税
・国民年金の未納のある場合は社会保険料控除の対象になりませんので申告前に必ず完納してください。

固定資産課税
告帳の縦覧に
ついて
より縦覧に供します。
固定資産台帳を左記に
縦覧期間
昭和四十六年
三月一日
至
昭和四十六年
三月二十日
縦覧場所湯東村役場

一般標準外特別経費

種類	区分又は単位控除金額	摘 要
雇人費		1. 年雇、季節雇、臨時雇の区別なく農家の申出により一般標準に算入された「雇人費」を超過する場合には個々に検討して一般標準に計算させた「雇人費」を超過した金額を控除する。 2. 動力耕耘機の賃料、借入牛馬については「雇人費」として取扱い相手方について収入に加算する。
動力耕耘機	一般経費に繰込みである適用はしない。 織込額 10a当り 1,261円 水 稲 1,261円 普通畑 1,261円 取得価額× $\frac{9}{10}$ 5年 (償却率0.200)	1. 耕耘機の償却控除の対象とする所有基準日は原則として6月1日の現況によって控除対象の可否を決定する。 2. 6月1日以降の取得のものについては償却額は月割計算する。 3. 共有する耕耘機の償却については各共有者の持分による。
農業費	1,950円	標準織込み超過分を市町村別平均額により、水稲面積により特別控除する。
費用自動車(自動車免許取得費含む)	国定経費1台当り 57,000円 比例経費10a当り 1,800円	1. 農業以外の事業等兼用するものは使用割合にする。 2. 年中途中で購入したものは月割計算とする。 3. 2台以上所有する場合でも1台に止める。
有放電話	220円	10a当り
災害減算額	被害面積 10a減算額13,813円 減収量 100kg減算額5,152円	
土地改良費水利組合費等		土地改良区等の会計単位ごとに是否認調査した見認額を控除する。

種類	区分又は単位控除金額	摘 要
導入資金利子		農機具、農用施設の借入金利子は概ね年額30,000円以上のものについて控除する。
動力稲刈機		実 査
副業及び雑収入の所得標準		
種類	所得金額	適用方法
肉用牛	35,000円	販売一頭当り
肉用牛の仔	30,000円	育成一頭当り
肉 豚	1,700円	販売一頭当り
仔 豚	29,000円	繁殖一頭
養 鶏	1,900円	10羽当り (1,000羽未満)
	2,500円	10羽当り (1,000羽以上3,000羽未満)
さく乳牛	56,700円	収入金額、販売乳量とも不明の場合一頭当り ①収入金額の判明する場合 {収入金+ (120kg + 200kg) × 10K当り × 490平均単価} × 62% - 75,000円 = 所得 ②販売乳量の判明する場合 (収入金不明) {販売乳量 めす仔牛の場合 一戸当り (200kg + 200kg) × 10K当り × 490円} × 62% - 75,000円 = 所得
乳牛の仔	6,400円	一頭当りめす
	△ 7,000円	一頭当りおす
農協特別配分金	昭和45年中に支払の確定したもの	100%
プロイラー		100%販売10羽当り

昭和45年 分農業所得標準		
	水 稲	普通畑
災害地10a収	326kg	
普通地10a収	533kg	
収入金額	70,366円	41,366円
心 要 経 費	18,194円	15,377円
その他経費	耕 耘 機 1,261円 農 業 費 1,950円	1,261円
計	21,405円	16,638円
差 引 所 得	48,961円	24,746円
昭和45年 分鑑潟農業所得標準		
	水 稲	
普通地10a収	460kg	
収入金額	60,729円	
必 要 経 費	18,194円	
その他経費	耕 耘 機 1,261円 農 業 費 1,950円	
計	21,405円	
差 引 所 得	39,324円	

